

No 101

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

| | | | |
|-------|--------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 芝浦港南地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣 | 開始年度 | 平成 19 年度 |
| 所属 | 芝浦港南地区総合支所まちづくり課まちづくり係 | 種別 | — |
| 所管課長 | 芝浦港南地区総合支所まちづくり課長 | | |
| 基本政策 | 1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる | | |
| 政策名 | (1) 多様な人びとがいきいきと暮らせる都市ルールを確立する | | |
| 施策名 | ② 参画と協働によるまちづくりの推進 | | |

事業概要

| | | | |
|-------|--|---|--|
| 事業の目的 | 区民が自主的なまちづくりを目指し、その調査研究活動を行う場合に、区に登録されたコンサルタント（都市計画や建築の専門家）の派遣や活動に関する費用等を支援します。 | | |
| 事業の対象 | まちづくり相談 まちづくりコンサルタント派遣 まちづくり活動助成 | 区民等 まちづくりを考えている組織等 区に登録されたまちづくり組織 | |
| 事業の概要 | <p>区民が自主的なまちづくりを目指し、その調査研究活動を行う場合に、区に登録されたコンサルタント（都市計画や建築の専門家）の派遣やまちづくり協会に対し活動に関する費用等を支援しています。</p> <p>【活動の状況】 まちづくり協議会：登録団体 0団体 まちづくりコンサルタント派遣： 0件</p> | | |
| 根拠法令等 | 港区まちづくり条例及び施行規則（平成19年10月1日施行）、港区まちづくりコンサルタント派遣要綱（昭和60年4月1日）、港区まちづくり活動助成要綱（平成20年4月1日施行） | | |

事業の成果

| 指標 | 指標1 | まちづくり協議会登録数 | | | 指標2 | | | | 指標3 | | | |
|--------|--------|-------------|----|--------|--------|------|----|--------|--------|------|----|-----|
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成28年度 | 0 | 0 | — | 平成28年度 | | | | 平成28年度 | | | |
| 平成29年度 | 0 | 0 | — | 平成29年度 | | | | 平成29年度 | | | | |
| 平成30年度 | 0 | — | — | 平成30年度 | | — | — | 平成30年度 | | — | — | |

指標から見た事業の成果

芝浦港南地区は、事業者所有地の開発等が多いため、現段階でコンサルタント派遣やまちづくり協議会の登録につながってはいません。（過去には、平成19年度に田町駅東口第一種市街地再開発事業の立ち上がる前にコンサルタント派遣を実施しています。）

事業費の状況(単位：千円)

| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
|--------|-------|------|-------|------|----|-----|----|------|------|------|-----|
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成28年度 | 130 | 130 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 130 | 0 | 0% |
| 平成29年度 | 130 | 130 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 130 | 0 | 0% |
| 平成30年度 | 130 | 130 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |

事業費から見た事業の状況

芝浦港南地区での、近年は「コンサルタント派遣」や「まちづくり協議会登録」につながる相談はありません。

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|---------------------------------|--|
| 前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等) | 地域住民発意のまちづくりに対して関心を高めるために、窓口にまちづくりの相談にいられた住民の方には、まちづくり条例等、区の実践やまちづくりの仕組み等を説明しています。 |
| 区民ニーズや要望 (今後の需要見込み) | まちづくり活動を開始する場合に検討課題の洗い出しや課題の整理など専門家のアドバイスが必要であり、また資料の印刷費など団体のまちづくり活動を地域に周知するための経費に対して区からの助成を望まれています。 |
| 他団体等の取組状況 (類似事業の有無) | まちづくり条例 特別区10区制定 まちづくり推進要綱 特別区1区制定 専門家の派遣及び助成制度 特別区11区有 |
| コスト削減の工夫・余地 | 区民の自主的なまちづくり活動を支援する目的で取り組んでいる事業です。コンサルタント派遣のための報酬費については、港区の基準を採用しているため基準の見直しがあれば削減する余地はあります。 |
| 委託の有無 | なし 一部委託 全部委託 |
| 委託の内容 | — |
| 委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合) | — |
| 事業の課題 | 事業の課題としては、開発や建物の建築等のハード面と日常生活に関する防災・清掃・緑化等のソフト面の二面があります。そのため、課題によって支所と支援部で支援の体制が変わります。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点 | まちづくりコンサルタントの専門性と住民のまちづくりの方向性とをマッチングできるような仕組みを支援部と連携して制度に盛り込んでいく必要があります。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|--|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 事業継続の必要性 | 4 | まちづくりの自主的な活動は区民の認知度がまだまだ低い状況ですが、住民が積極的にまちづくりにかかわっていくためには事業を継続し、まちづくりに対して関心を高める必要があります。 |
| ② 事業の効果性 | 4 | 区主導のまちづくりと住民主導のまちづくりが協働して、安全で安心して生活できるまちを目指す制度として認知されてきています。 |
| ③ 事業の効率性 | 4 | まちづくり相談は随時受け付けています。コンサルタント派遣や活動助成金についても随時受付区民の活動に支障がないように行っています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|--|---|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
| 所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) | まちづくりは長期的な視点で支援する必要があり、地域住民が積極的にまちづくりにかかわっていくためには、その活動を支援するため当該事業を継続し、地域住民発意のまちづくりに対して関心を高めていきます。 |
| ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | |

評価対象

| | | | |
|-------|--------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 芝浦港南地区放置自転車対策 | 開始年度 | 平成 12 年度 |
| 所属 | 芝浦港南地区総合支所まちづくり課まちづくり係 | 種別 | — |
| 所管課長 | 芝浦港南地区総合支所まちづくり課長 | | |
| 基本政策 | 1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる | | |
| 政策名 | (2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる | | |
| 施策名 | ④ 誰にでもやさしいバリアフリーのまちづくり | | |

事業概要

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 自転車は身近な交通手段として、幅広く利用されており、その利用は今後も増加することが見込まれます。一方、自転車が放置された場合、歩行者の安全な通行の障害、公園等遊び場の危険性の増大、災害時の避難・救助活動の妨げ等、安全が確保できません。安全・安心なまちづくりをすすめるためにも、自転車等駐車場の整備や放置禁止区域の設定、違法駐輪の撤去を行い、道路公園等の本来の機能を回復させ、区民の安全で快適な生活環境を確保することを目的とします。 |
| 事業の対象 | 放置自転車、及び放置された原動機付自転車（50CCまで） 自転車等利用者 |
| 事業の概要 | 放置された自転車等の解消を図るため下記の取り組みを行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ・巡回指導員による路上駐輪者への指導・啓発 ・放置自転車等の整理、警告、撤去 ・自転車等駅前乗入れ台数調査 ・駅前放置自転車クリーンキャンペーン等の啓発活動 ・自転車駐輪場及び放置禁止区域に関する周知看板等の設置 ・自転車等駐輪場の整備・管理 ・その他放置自転車対策に付随する業務 |
| 根拠法令等 | 港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成12年4月1日一部施行） 港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則（平成12年4月1日一部施行） |

事業の成果

| 指標 | 指標1 | 駅前放置台数 | | | 指標2 | 貼付枚数(警告札) | | | 指標3 | 撤去台数(自転車、原付) | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|--------|--------|--------|--------------|-------|--------|
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成28年度 | 175 | 177 | 101.1% | 平成28年度 | 14,000 | 22,576 | 161.3% | 平成28年度 | 1,200 | 1,344 | 112.0% |
| 平成29年度 | 175 | 200 | 114.3% | 平成29年度 | 14,000 | 16,507 | 117.9% | 平成29年度 | 1,200 | 1,008 | 84.0% | |
| 平成30年度 | 175 | — | — | 平成30年度 | 14,000 | — | — | 平成30年度 | 1,200 | — | — | |

指標から見た事業の成果 ※達成率は、放置車両に対する取り組みであるため数値が低いほど事業成果が上がったことを示します。
 ・駅前放置台数を除き、貼付枚数及び撤去台数においては、前年度を下回る改善が見られます。

事業費の状況(単位：千円)

| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
|--------|--------|------|-------|------|----|--------|----|------|-------|-------|-----|
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成28年度 | 2,664 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,664 | 0 | 0 | 2,664 | 2,229 | 84% |
| 平成29年度 | 2,323 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,323 | 0 | 0 | 2,323 | 1,950 | 84% |
| 平成30年度 | 30,919 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30,919 | — | — | — | — | — |

事業費から見た事業の状況 大幅に業務が支所に移管されたことにより、平成30年度は事業費が上がっています。

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|---------------------------------|---|
| 前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等) | 放置禁止区域の周知の徹底、駐輪場の効率的な運営等、放置自転車を減らすための更なる取組みを行っていきます。 |
| 区民ニーズや要望 (今後の需要見込み) | 区民の安全で快適な歩行空間を確保、災害時の避難路の確保に関する意識はさらに高まることが予想されるため、道路管理者である区が放置自転車対策を実施する必要があります。 |
| 他団体等の取組状況 (類似事業の有無) | 他自治体(区)においても同様の行政サービスを行っています。 |
| コスト削減の工夫・余地 | 自転車等駐車場・暫定自転車置き場の充実、規制の強化、放置防止対策、マナー向上の啓発等により、自転車利用者のルールの厳守が徹底されれば、最終的な撤去件数等が減り、委託費用の削減につながります。 |
| 委託の有無 | 一部委託 なし 一部委託 全部委託 |
| 委託の内容 | 地区内巡回等業務・放置自転車等の整理、警告、撤去業務・自転車等駅前乗入れ台数調査業務 |
| 委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合) | — |
| 事業の課題 | ①田町駅東口は、札の辻跨線橋下などに放置自転車が多くなっている状況があります。駅前再開発地区に整備予定の民間自転車駐車場の竣工後の状況や地元町会・商店会の理解を得ながら放置禁止区域の拡大を検討していきます。 ②品川駅港南口は、放置禁止区域の設定により一定の成果を上げています。 ③お台場海浜公園駅前には区有地がないため、東京都と連携して対応していきます。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点 | より一層放置自転車が少なくなるよう、注意喚起のための横断幕を作成するなど、自転車利用者に対する周知方法の充実を図っていきます。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|--|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 事業継続の必要性 | 4 | 現在、放置自転車に対する苦情も多いことから、区民ニーズがあります。今後も快適な歩行者空間の確保や景観の向上などのため放置自転車対策は区民ニーズや要望が見込まれます。 |
| ② 事業の効果性 | 4 | 事業の実施手段は妥当かつ効果的です。事業は施策の達成に寄与しています。 |
| ③ 事業の効率性 | 4 | 事業は計画的に実施されています。投入された経費に見合った効果が現れています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|---|--|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
| 所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 芝浦港南地区では年少人口の増加により、現行の自転車シェアリングでは対応できないチャイルドシート付き自転車利用者の増加が顕著です。今後も自転車利用者の増加が見込まれていることから、駐車場の周知・啓発活動及び新たな自転車等駐車場設置に向けた業務を継続して行う必要があります。 駐輪設備が整備され、放置自転車対策の即日撤去を行っている区域は放置台数も減少しており、未整備の区域への駐輪設備の整備を進めるとともに、放置自転車対策事業を引き続き実施する必要があります。 |

評価対象

| | | | |
|-------|--------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 芝浦港南地区子どもの遊び場づくり | 開始年度 | 平成 23 年度 |
| 所属 | 芝浦港南地区総合支所まちづくり課まちづくり係 | 種別 | — |
| 所管課長 | 芝浦港南地区総合支所 まちづくり課長 | | |
| 基本政策 | 1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる | | |
| 政策名 | (3) 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する | | |
| 施策名 | ② 都心機能を支え人にやさしい公園の整備 | | |

事業概要

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 「次世代育成支援対策行動計画」「港にぎわい公園づくり基本方針」や「子どもの遊び場づくり20の提言」に基づき、子どもが自由にのびのびと思い切り遊ぶことができる場と機会をプレーパークの推進により、様々な経験と交流を通して、子どもの心身の発達や豊かな育成を支えることを目標としています。 |
| 事業の対象 | 児童及び保護者 |
| 事業の概要 | プレーパーク事業は、各地区総合支所や子ども関連部署と連携し、平成23年度から、高輪森の公園・プラタナス公園・港南緑水公園・有栖川宮記念公園で実施してきました。プレーパークを実施していくためには、地域住民参画によるボランティアと行政（区）とのパートナーシップが不可欠です。事業実施に当たっては、区がけん引役となって事業を始め、住民や周辺学校PTA等の地域の大人たちの理解と参画を得ながら協働で運営しています。平成30年度からは、区と地域住民組織で締結した協定書に基づき、更なる地域住民組織の主体的な運営と住民組織及び人材の育成に向け、支援を継続していきます。 |
| 根拠法令等 | — |

事業の成果

| 指標 | 指標1 | 開催回数 | | | 指標2 | 参加者数 | | | 指標3 | 達成率 | | |
|--------|--------|------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|------|----|-----|
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成28年度 | 12 | 12 | 100.0% | 平成28年度 | 1,200 | 2,150 | 179.2% | 平成28年度 | | | |
| 平成29年度 | 16 | 16 | 100.0% | 平成29年度 | 1,200 | 2,421 | 201.8% | 平成29年度 | | | | |
| 平成30年度 | 16 | — | — | 平成30年度 | 2,000 | — | — | 平成30年度 | | — | — | |

指標から見た事業の成果
事業への参加者が定着し、保護者同士や子ども同士の協力関係が見られるようになりました。参加者数においては、ただ参加者を増やすのではなく、開催場所やプレーリーダーの配置状況等を踏まえ、安全管理の行える適正な人数で運営していくことも必要とされます。

事業費の状況(単位：千円)

| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
|--------|-------|------|-------|------|----|-------|----|------|-------|-------|-----|
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成28年度 | 1,707 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,707 | 0 | 0 | 1,707 | 1,193 | 70% |
| 平成29年度 | 2,248 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,248 | 0 | 0 | 2,248 | 1,538 | 68% |
| 平成30年度 | 1,844 | 0 | 0 | 922 | 0 | 922 | — | — | — | — | — |

事業費から見た事業の状況
同じ事業費の中で開催回数を増やしていくことにより、1回当りの事業費を削減し、効率的な運営につなげていきます。

No 104

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

| | | | |
|-------|--------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 芝浦港南地区防犯灯設置助成 | 開始年度 | 昭和 46 年度 |
| 所属 | 芝浦港南地区総合支所まちづくり課まちづくり係 | 種別 | — |
| 所管課長 | 芝浦港南地区総合支所まちづくり課長 | | |
| 基本政策 | 1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる | | |
| 政策名 | (6) 安全で安心して暮らせる都心をつくる | | |
| 施策名 | ③ 安全で安心できるまちづくりの推進 | | |

事業概要

| | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 区内の私道に防犯灯を設置、撤去する町会又は自治会に対して補助金を交付し、防犯灯の整備を促進することを目的とします。(要綱第1条) |
| 事業の対象 | 事業の対象は、町会又は自治会が設置、撤去する防犯灯工事を対象とし、予算の範囲内で補助金を交付します。ただし、防犯灯に広告物(町会名は除く。)が掲示又は記入がないものを対象とします。(要綱第3条) |
| 事業の概要 | <p>区内の私道に防犯灯を設置、撤去する町会又は自治会に対し、補助金を交付します。</p> <p>補助の対象は、町会又は自治会が設置、撤去する防犯灯工事で、防犯灯に広告物(町会名は除く。)が掲示または記入されていないものや、防犯灯の電気料金を町会で支払っていることを要件とします。</p> <p>補助金の額は別に定める工種別単価に工種数量を乗じて得た額と当該工事に要する実工事額のいずれか小さい額とします。</p> |
| 根拠法令等 | 港区防犯灯設置の補助に関する要綱 |

事業の成果

| 指標 | 指標1 | 補助金交付件数 | | | 指標2 | | | | 指標3 | | | |
|-------------|---|---------|----|------|--------|------|----|-----|--------|------|----|-----|
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成28年度 | 1 | 0 | 0.0% | 平成28年度 | | | | 平成28年度 | | | |
| | 平成29年度 | 1 | 0 | 0.0% | 平成29年度 | | | | 平成29年度 | | | |
| | 平成30年度 | 1 | — | — | 平成30年度 | | — | — | 平成30年度 | | — | — |
| 指標から見た事業の成果 | 防犯灯の整備により私道を安心して安全に通行することが可能となり生活環境の向上が図られています。(平成28年度、平成29年度は設置助成の申請なし。) | | | | | | | | | | | |

事業費の状況(単位：千円)

| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
|--------------|-------|------|-------|------|----|-----|----|------|------|------|-----|
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成28年度 | 577 | 577 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 577 | 0 | 0% |
| 平成29年度 | 631 | 631 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 631 | 0 | 0% |
| 平成30年度 | 601 | 601 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 事業費から見た事業の状況 | — | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|---------------------------------|---|
| 前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等) | 防犯灯の規格を統一することにより更新時のコストを平準化しています。 |
| 区民ニーズや要望 (今後の需要見込み) | 芝浦港南地区では防犯灯が計89基設置されているため、今後とも防犯灯の建替え需要に応える必要があります。 |
| 他団体等の取組状況 (類似事業の有無) | 他区においても同様の行政サービスが提供されています。 |
| コスト削減の工夫・余地 | 港区内にある私道の延長は約61kmあり、不特定多数の人々が利用し、重要な役割を果たしています。「防犯灯」はこれら私道を照らすことから、極めて公共性が高く、区が助成等を行う必要性が十分にあります。 |
| 委託の有無 | なし なし 一部委託 全部委託 |
| 委託の内容 | — |
| 委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合) | 防犯灯の設置、撤去は防犯灯を管理する町会又は自治会からの申請となるため、委託等アウトソーシングで行うには不向きな内容です。 |
| 事業の課題 | 防犯灯の設置、撤去は防犯灯を管理する町会又は自治会からの申請となるため、年度により申請件数に変動があります。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点 | — |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|---|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 事業継続の必要性 | 5 | 老朽化により防犯灯の転倒や夜間の照明が確保されないなど区民生活に与える影響が大きいため、事業を継続する必要があります。 |
| ② 事業の効果性 | 4 | 平成28年度、平成29年度は防犯灯を管理している町会等から申請が無かったため、補助を行っていません。 |
| ③ 事業の効率性 | 4 | 補助を行うことにより私道の夜間照明が確保され、歩行者の安全性も向上するため、投入経費に見合った効果が得られています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|--|--|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
| 所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) | 町会・自治会からの要望が強いため、本事業は今後も継続していく必要があります。 |
| ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | |

No 105

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

| | | | |
|---------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 芝浦港南地区保護樹木・樹林助成 | 開始年度 | 昭和 49 年度 |
| 所 属 | 芝浦港南地区総合支所まちづくり課まちづくり係 | 種別 | — |
| 所 管 課 長 | 芝浦港南地区総合支所まちづくり課長 | | |
| 基本政策 | 2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる | | |
| 政策名 | (7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる | | |
| 施策名 | ④ みどりの保全と創出 | | |

事業概要

| | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 港区みどりを守る条例の基準により、幹の太さや面積が一定以上の樹木・樹林を保護樹木・樹林として指定し、区内の良好な緑を保全すること、また、樹木診断や維持管理の相談などの支援を行い、保護樹木・樹林制度の充実を図ることを目的とします。 |
| 事業の対象 | 区民、区内事業者（土地所有者又は管理者） |
| 事業の概要 | 区内にある大きな樹木・樹林を守り、健やかに育てていただくために、区民等が所有する樹木・樹林で、所有者又は管理者から申請があった場合に、申請に基づき調査を行い、区の基準に該当するものを保護樹木・保護樹林として指定し、維持管理にかかる経費の一部を助成します。 |
| 根拠法令等 | 「港区みどりを守る条例」（昭和49年6月28日施行） 「港区みどりを守る条例施行規則」（昭和49年6月28日施行） |

事業の成果

| 指 標 | 指標1 | 指定保護樹木・樹木件数 | | | 指標2 | 補助金申請件数 | | | 指標3 | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|-------------|--------|-------------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|------|----|-----|
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | | | |
| | 平成28年度 | 1 | 1 | 100.0% | 平成28年度 | 1 | 1 | 100.0% | 平成28年度 | | | |
| 平成29年度 | 1 | 1 | 100.0% | 平成29年度 | 1 | 1 | 100.0% | 平成29年度 | | | | |
| 平成30年度 | 1 | — | — | 平成30年度 | 1 | — | — | 平成30年度 | | — | — | |
| 指標から見た事業の成果 | — | | | | | | | | | | | |

事業費の状況(単位：千円)

| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
|--------------|---|------|-------|------|----|-----|----|------|------|------|-----|
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成28年度 | 92 | 92 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 92 | 24 | 26% |
| 平成29年度 | 92 | 92 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 92 | 24 | 26% |
| 平成30年度 | 87 | 87 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 事業費から見た事業の状況 | 芝浦港南地区は現在のところ助成対象が保護生垣1件のみとなっているため少額の予算となっています。 | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|---------------------------------|--|
| 前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等) | 樹木・樹林等の所有者からの意見、要望を踏まえながら引き続き事業を実施していきます。 |
| 区民ニーズや要望 (今後の需要見込み) | 現在、他管内では明確な区民ニーズがあります。建物建設の際の緑化指導により芝浦港南地区も対象となるような樹木が増加してきています。今後も区民ニーズや要望は見込まれます。 |
| 他団体等の取組状況 (類似事業の有無) | 他自治体でも同様の助成制度は行われており、港区でも他管内の保護樹木・樹林助成事業のニーズはあり、毎年新たな箇所での申請を受け付けています。 |
| コスト削減の工夫・余地 | 平成26年度以降、芝浦港南地区では新たな箇所での申請はありませんが、新たな申請があった時のために予算は確保しておく必要があります。また、補助金率や補助金をうける要件は港区全体で統一されており、コスト削減の工夫・余地はありません。 |
| 委託の有無 | 一部委託 なし 一部委託 全部委託 |
| 委託の内容 | 新規指定した保護樹木に対しての台帳作成や、所有者から樹木の診断の要望が寄せられた際は、その都度専門の樹木診断医に診断を委託しています。 |
| 委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合) | — |
| 事業の課題 | 前回の補助金額改訂（平成20年度）から10年を経過し、剪定、落ち葉廃棄など維持管理経費の負担増に伴い、補助金額の増額要望があります。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点 | 支給する補助金の額より所有者の費用や負担が多いが、良好な緑の環境を保全することの重要性や現状の補助金制度について、所有者の方々によりいっそう理解をしていただく必要があります。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|--|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 事業継続の必要性 | 4 | 民有地の緑を維持し続けるため、行政による支援が必要です。区民の要望と事業の目的は一致しています。 |
| ② 事業の効果性 | 4 | 区が補助金を出すことで継続的な維持管理が可能になるとともに、制度を理解していただくことで効果的な緑化事業が進められています。 |
| ③ 事業の効率性 | 4 | 区の基準に該当するものであれば指定が可能で、特定の対象者に偏っていません。指定件数の減少が生じていないことから、投入された経費に見合った効果が現れています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|--|---|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
| 所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) | 保護樹木・樹林は所有者の申出により指定の解除が可能であるため、開発事業や改築などの際に指定解除、樹木の伐採が発生しており、区におけるみどりの保全及び創出を進めるためには、次年度も実施していくべきものです。また、今後、芝浦港南地区では開発により整備された樹木や生垣が保護指定対象になることが想定されます。 |
| ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | |

No 106

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

| | | | |
|-------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 芝浦港南地区緑化普及啓発 | 開始年度 | 昭和 54 年度 |
| 所属 | 芝浦港南地区総合支所まちづくり課まちづくり係 | 種別 | — |
| 所管課長 | 芝浦港南地区総合支所まちづくり課長 | | |
| 基本政策 | 2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる | | |
| 政策名 | (8) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる | | |
| 施策名 | ④ みどりの保全と創出 | | |

事業概要

| | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 植木市の実施（麻布地区・芝地区のみ）、園芸講座の実施などを通じ、区民への緑化の促進、普及啓発を図ります。 |
| 事業の対象 | 《植木市・園芸講座》 区民 |
| 事業の概要 | 《植木市》苗木・草花・肥料等販売と、記念品として苗木の無料配布及び緑の相談を実施しています。 《園芸講座》緑に関する知識習得の機会として、5支所で個別に開催しています。当日は、園芸の専門家を講師に招き、園芸や緑化に関する相談も行える講座としています。 なお、費用については受益者負担金（1,000円）を徴収しています。 |
| 根拠法令等 | 港区みどりを守る条例（昭和49年6月28日施行） 港区みどりを守る条例施行規則（昭和49年6月28日施行） |

事業の成果

| 指標 | 指標1 | 園芸講座参加者数 | | | 指標2 | | | | 指標3 | | | |
|-------------|--|----------|----|--------|--------|------|----|-----|--------|------|----|-----|
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成28年度 | 30 | 15 | 50.0% | 平成28年度 | | | | 平成28年度 | | | |
| | 平成29年度 | 30 | 30 | 100.0% | 平成29年度 | | | | 平成29年度 | | | |
| | 平成30年度 | 60 | — | — | 平成30年度 | | — | — | 平成30年度 | | — | — |
| 指標から見た事業の成果 | 区民への緑化促進・普及啓発として、5支所が連携して共通の取組みを実施しています。また、緑への関心・きっかけづくりとして好評を得ています。昨年度まで実施していた敬老・誕生鉢植えは、特定世代への配布のため、幅広い世代への緑化普及効果が得られにくいことから事業を廃止する、一方、園芸講座の回数を増やす事業改善を行いました。 | | | | | | | | | | | |

事業費の状況(単位：千円)

| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
|--------------|--|-------|-------|------|----|-----|-----|------|-------|-------|-----|
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成28年度 | 1,175 | 1,143 | 0 | 0 | 0 | 32 | 108 | 0 | 1,283 | 1,254 | 98% |
| 平成29年度 | 1,329 | 1,297 | 0 | 0 | 0 | 32 | 0 | 0 | 1,329 | 910 | 68% |
| 平成30年度 | 250 | 188 | 0 | 0 | 0 | 62 | — | — | — | — | — |
| 事業費から見た事業の状況 | 平成29年度まで実施していた事業内容を見直したことで、大幅に事業費が削減されました。 | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|---------------------------------|--|
| 前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等) | 敬老・誕生鉢植えの配布事業を廃止し、緑に関する知識習得の機会を増やすために園芸講座の開催回数を2回に増やしました。 |
| 区民ニーズや要望 (今後の需要見込み) | 行政が実施していることによる安心感の他、開催回ごとに内容を変更するなど参加者への選択肢を増やし実施することで、緑化普及啓発に興味があり入門として参加したい区民に受け入れられており、ニーズは根強くあります。 |
| 他団体等の取組状況 (類似事業の有無) | 緑化普及啓発事業 23区実施 (東京都緑化白書) |
| コスト削減の工夫・余地 | 事業内容については委託も可能ではありますが、園芸講座を報償費と材料費に分け実施することでコストを抑えるなど、平成21年度から順次、事業内容の見直しを実施してきました。 |
| 委託の有無 | なし なし 一部委託 全部委託 |
| 委託の内容 | — |
| 委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合) | 現在は園芸講座は委託に頼らず職員が報償費、材料費を活用し講座を開催しています。今後、開催業務委託を導入も検討します。 |
| 事業の課題 | 園芸講座の実施内容について参加者からは好評であり、普及啓発に一定の成果はあります。緑化普及啓発として、より効果的なものになるよう検討していきます。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点 | 緑化に関心を持つようなきっかけづくりにしていくため、講座内容の充実やターゲットの絞り込みなど内容等を見直していく他、開催頻度を増やしリピーターを募る、一定期間後に受講生の意向調査を行うなど、講座受講後も緑に関心や興味を持つような工夫を施します。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|--|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 事業継続の必要性 | 4 | 今後も、区民ニーズや要望は見込まれるため、事業の継続は必要です。 |
| ② 事業の効果性 | 4 | 実施内容の検討など5支所の連携・協力によりおおむね目標を達成しています。事業実施後のアンケート等でも緑化に対する意識が向上したなどの回答が寄せられています。 |
| ③ 事業の効率性 | 4 | 緑の量的増加や効果の測定が困難ですが、区民の緑化普及に対する啓発事業として成果をあげています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|--|--|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
| 所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) | 園芸講座は、緑への興味を持つ方や既に経験された方が知識取得のため度々されており、需要も多く、緑化普及の有効な手段となっています。 今後は、環境課と連携しながら、植木市や園芸講座をより一層の多世代への関心を高める内容にするとともに、緑化知識取得の場として充実させ、区民一人一人の緑化への意識を醸成しながら、誰もが緑化に親しめるよう事業への転換を図っていきます。 |
| ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | |